三　公認心理師法第三十一条第一項（同法第三十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

四　公認心理師の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

五　公認心理師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

158‖　法別表第一の七十一の十八の項の総務省令で定める事務は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第六十九条の二第一項の介護支援専門員実務研修受講試験の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答とする。

159‖　法別表第一の七十一の十九の項の総務省令で定める事務は、介護保険法第六十九条の二第一項若しくは第六十九条の八第二項の研修の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答とする。

160‖・161‖　［略］

162‖　法別表第一の七十二の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　健康保険法第七十一条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　健康保険法第七十九条第二項の登録の抹消に関する申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答

三　保険医登録票若しくは保険薬剤師登録票の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する管轄地方厚生局長等の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

五　保険医若しくは保険薬剤師の氏名の変更等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

六　保険医若しくは保険薬剤師の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

七　保険医若しくは保険薬剤師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

163‖　法別表第一の七十二の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　略］

164‖～185‖　［略］

186‖　法別表第一の七十七の十四の項の総務省令で定める事務は、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十三条の三第一項の紛争解決手続代理業務試験の受験の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答とする。

187‖　法別表第一の七十七の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　社会保険労務士法第十四条の二の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　社会保険労務士法第十四条の四の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　社会保険労務士法第十四条の六第三項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［新設］

107‖・108‖　［同上］

［新設］

109‖　法別表第一の七十二の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　同上］

110‖～131‖　［同上］

［新設］